

令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱（令和6年4月1日実施）

最終改正:

改正内容:令和6年4月1日実施 [令和6年4月1日]

○令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱

令和6年4月1日実施

令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、別に定めがあるもののほか、自治会がその区域内住民の集会の用に供するために設置する施設（以下「集会施設」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もってエネルギー価格高騰の影響を受ける自治会の負担の軽減を図り住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 補助の対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、当該集会施設につき、各号の経費ごとに、過去にこの要綱および令和5年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付要綱（令和5年6月1日実施）にかかる補助を受けて集会施設の省エネルギー機器の更新をしていないものに限る。

（1）集会施設の既設照明をLED照明に更新するものに要する経費

（2）集会施設の既設エアコンディショナーをより省エネルギー性能の高い機器に更新するものに要する経費

3 補助金の交付額

令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金（以下「補助金」という。）の交付額は、300万円を限度として、前項に規定する補助対象経費の10分の8以内の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付申請書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

5 補助金の交付決定

市長は、前項に規定する交付申請があったときは、これを審査し、交付を適当と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

7 交付額の確定

市長は、前項に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）を補助決定者に通知するものとする。

8 交付請求

補助決定者は、前項に規定する交付額の確定があったときは、補助金等交付請求書（以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の支払

（1）市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

（2）補助決定者は、前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の概算払を受けることができる。

（3）前号に規定する補助金の概算払を受けようとする補助決定者は、補助金の交付決定後に交付請求書を市長に提出しなければならない。

（4）補助金の概算払を受けた補助決定者は、確定通知書の受領後に補助金の精算を行い、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金精算報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の返還

市長は、第7項の規定により補助決定者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、令和6年度集会施設省エネルギー機器更新支援補助金返還依頼書（様式第6号）を補助決定者に通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

（1）この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

（2）この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。